

みどりみらい 2nd SEASON ぐんじとしのりの議会報告

2006/02/05 Vol. 79 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362
E-MAIL ID / mmirai@kitemachi.com

印西市議会/平成 17 年第 4 回定例会報告 (5) ～ 印西市の社会福祉を語る (3)

いつもお世話になっております。印西市議会第4回定例会(12月議会)は、12月16日(金)までの15日間の会期で開催され、閉会しました。今回も引き続き、12月議会での私からの一般質問、市執行部からの回答を中心にご報告していきたいと思っております。(紙面の都合で、内容を抜粋して記載させていただきます。)

12/6(火曜日)に、代表質問に立ちました。

以下、市当局の回答です。

1. 印西市が目指す社会福祉の方向について

社会福祉の基礎構造改革が進み、行政から与えられる福祉から権利としての福祉、人権尊重の福祉へと大きく転換しようとしています。介護・子育ての社会化、障害者の社会参加の一層の促進など社会保障の拡充・充実は大きな社会的な課題となっています。自己の生活のあり方を自分で判断し、決定し、行動していくことは人間として当然の、人としてあるべき生き方といえます。すべての市民が健康で文化的な、そして生きがいを持って安全に暮らしていける地域社会、住みなれた地域で主体的に自立した生活ができる高福祉の地域社会、これらを実現するためには、印西市では具体的にどのような施策を策定し、実行していくのだろうか。

(2)「千葉県地域福祉支援計画」は、平成16年3月に策定され、当該計画では、社会福祉法に規定されている市町村の地域福祉推進策への支援に加えて、県が考える「地域福祉像」とその実現に向けての具体的な施策を提案しています。一方、印西市でも「印西市地域福祉計画」の策定をすすめています。地域福祉政策の意義と課題を十分に把握して作業を行っているのか不安があります。

2-2 地域福祉計画は社会福祉法107条に書かれている内容と、千葉県が示した支援計画を念頭に策定されるものであるが、何を策定するかということよりもいかにつくるかが重要であると考え、印西市では計画の策定にあたってはどのようなプロセスを経るつもりなのか。

2-3 印西市は、地域福祉計画は行政計画であり、行政の事業を列記したものを考えるのか。それとも地域福祉計画は行政計画とは別に目指すべきものがあるのか。

(回答/市長) 市は、地域福祉計画を策定する目的として、社会福祉の増進を図るため、福祉サービスの利用者の利益が増すことを考え、福祉サービスの提供者である社会福祉事業者の健全な発達を確保することがあげられます。このことが社会福祉法第107条に地域福祉計画に盛り込むべき事項として、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項を掲げている理由となります。

このことだけを見れば、地域住民が参加できる分野は3番目だけのように書き、行政計画の最たるもののように誤解される向きもあるかと思いますが、社会福祉法第4条に掲げられている地域福祉の推進の理念及び同法第6条に掲げられている地方公共団体の責務の内容を併せて読み込んでいただければ、個人の尊厳の保持を根本として福祉サービスを利用する者が、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援すること、地域社会の一員として社会、経済、文化のあらゆる分野の活動に参加する機会が得られるよう地域福祉にかかわる者が相互に、協力すること、そのために必要な施策・事業を広範かつ計画的に実施することを定めた、地域福祉にかかわる全ての対象者の協働によらなければ実現しないものだと、ご理解いただけるものと考えています。

(2)の 地域福祉計画の策定プロセスについてお答えいたします

地域福祉計画の策定にあたりましては、いかにして市民参加を実現するかを主眼にしており、市民アンケート、市を4地区に分けた地区座談会の開催、社会福祉関係団体座談会の開催により市民参加を実現させる考えであります。また、市民の公募委員を加えた策定委員会委員は、計画策定をもってその任を終えるわけではありませんが、計画策定後も策定委員を中核メンバーとして、県の「プロジェクト・プレーメン」と同様な市民による推進体制づくりも構想しております。

(2)の 行政計画にとどまる内容なのかという質問についてお答えいたします

地域福祉計画は、行政計画ではありますが、単に事業を列記したものは考えておりません。

県の地域福祉支援計画においても個別分野の施策推進の考え方や具体的施策については、各個別計画に盛り込むとしているように、印西市地域福祉計画も既存の「障害者基本計画」、「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」、「次世代育成支援行動計画」の福祉3計画やその他の関連計画を包括する、また横断する福祉の総合計画と考えております。

地域福祉の推進において必要な市と市民、当事者団体、地縁型組織、社会福祉従事者、NPOなどの協力と連携を図る計画策定を考えております。

(ぐんじとしのりより市民の皆様へ)

「地域福祉計画」は平成14年1月28日に厚労省の社会保障審議会福祉部会によって、一人一人の地域住民への訴えとする策定指針のあり方が示されています。

今回、最初の質問ですべての対象者の協働によって「地域福祉計画」を策定するという市からの回答によって再確認させていただきました。

住民参加を欠いた地域福祉計画は地域福祉計画と呼ばれません。このことは最初の回答から読みとれることであり、策定指針にも書いてあります。どうやって福祉計画を作っていくか。地域福祉計画は、策定プロセスを重視することに特徴があります。例えば、市民アンケートも大事だし、市を4地区に分けた地区座談会の開催、社会福祉関係団体座談会も必要でしょう。しかし、その前に考えておかなければならないことがあるのではないのでしょうか。

つまり、計画策定の前段階において、まず地域福祉計画について地域住民に関心をもってもらうことが重要です。地域福祉計画の必要性やこれからの策定について多くの人に関わってもらうことができるよう周知していくためには広報媒体を有効に活用したり、情報公開していく必要があります。

(「計画策定指針」では、地域社会の生活課題をきめ細やかに発見することは、地域社会においてこそ可能であること。またその解決に向けた方途を見出し実行していく場として地域社会が重要であることを強調し、そのことを住民に伝えることによって主体的参加を促す必要性を指摘しております。そのためには確実に情報を伝えるための工夫、また、住民や要支援者自身が自ら生活課題を明らかにするための調査(ニーズ調査)に参加したり、要支援者と他の住民等の交流会に参加したりすることによって、生活課題を共有化することによって、生活課題を共有化し、自ら解決に向けて活動する気持ちを醸成することが重要であることを指摘しています。)

地域福祉計画の策定においては、地域住民のなかでも、とりわけ福祉サービスの利用者などから声を聞くことが重要です。特に「声なき声」であったり「声になりにくい声」を大切にしていかなければ、少数の意見反映はされていきません。ところがそうした声は、計画担当がよほど意識的に働きかけない限り聞こえてきません。(「言っても無駄だ」といって諦めてしまっていることがあるのも事実です。)そうした場合も含めて、当事者からの福祉課題を丁寧に把握するためには、直接出向いて行ってヒアリングすることが重要であり、私は印西市にこの姿勢をもって、取り組むことを求めています。

また、地域住民からすれば計画策定の第一目的は、地域福祉を推進することであって、計画書を作成することでは決してないということを忘れて欲しくないこともあわせて指摘させていただきました。

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。この紙面へのご意見に限らず、市政全般へのご提言、ご批判、皆様からのご相談はいつでも承ります。あるべき市政の姿を求めて皆様と手を携えていきたいと思っております。次回も引き続き12月議会の報告(印西市の社会福祉について)をしてまいります。

よろしくお願いたします。

ぐんじとしのり